

中央卸売市場検査実施要項

(制定：平成 23 年 9 月 1 日)

(最終改正：令和 5 年 3 月 28 日)

第 1 趣旨

卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 12 条第 2 項の規定により、農林水産大臣がその職員をして中央卸売市場の開設者に対して行わせる立入検査（以下「検査」という。）は、農林水産省協同組合等検査規程（平成 23 年農林水産省訓令第 20 号）及び農林水産省協同組合等検査基本要綱（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 検査第 1 号農林水産省大臣官房検査部長通知）によるほか、この要項の定めるところによる。

第 2 検査の種類

検査を、その法的根拠及び検査実施範囲により、次のとおり分類する。

1 法的根拠による分類

随時検査

中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために行政庁が必要であると認めるときに行う検査

2 検査実施範囲による分類

(1) 全面検査

開設者の業務全般について行う検査

(2) 部分検査

あらかじめ特定した事項又は検査官及び検査に従事する職員（以下「検査員」という。）が必要と認めた事項について行う検査

(3) 事後確認検査

検査実施後一定期間内に検査で指摘した事項の是正又は改善の状況を確認するために行う検査

第 3 開設者に対する検査の方法

1 検査の目的

開設者に対する検査は、原則として、運営状況報告書、事業報告書の分析結果又は公益通報等により、卸売業者等の業務について業務規程（条例）等との乖離が著しい事案があるなど中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営が確保されていないと認められる場合において、当該開設者が取り組んでいる状況等を検証するために実施するものとする。

2 年間検査計画の策定

年間検査計画の策定に当たっては、全面検査、部分検査及び事後確認検査を有機的に組み合わせて策定するとともに、検査実施率の向上及び一定の検査周期の確保に努めるものとする。

3 検査の実施

(1) 検査基準日

検査基準日は、検査に着手した日とする。

(2) 検査の範囲

検査の対象期間は、原則として前事業年度の開始の日から検査基準日までとする。

(3) 検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付

検査責任者は、検査に際して、開設者の責任者から、当該検査に係る検査命令書の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

また、検査員は、当該検査に係る検査員であることを証するものとして農林水産省令で定める身分証明書を提示するとともに、当該検査に係る検査通告書を交付しなければならない。

なお、検査命令書は、検査終了後、検査報告書の最終頁に添付するものとする。

(4) 検査提出資料の徴求

検査員は、開設者に対し別記に掲げる資料その他必要な資料の提出を求めものとする。

(5) 開設者の運営上の問題点の把握

検査責任者は、検査期間中、開設者の責任者から中央卸売市場の運営上の実情及び課題について聴取し、中央卸売市場の運営に係る問題点の所在について、把握に努めるものとする。

(6) 検査のチェックリスト項目等

検査の質の向上と開設者の理解の浸透を通じた改善取組の促進を図るため、検査員は、検査に際して別添の中央卸売市場開設者に係る検査実施要領に定めるチェックリスト項目等について十分配慮の上、検査の実施に当たるものとする。

4 検査結果についての意見聴取

検査員は、当該検査の終了に際して、検査によって明らかになった事項

について開設者の責任者から意見を聴取することとする。

5 検査講評

検査責任者は、検査終了に際し、原則として、開設者の責任者に対して講評を行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更することができる。

また、当該責任者以外の出席については、責任者の裁量と責任に委ねることをあらかじめ当該責任者に連絡しておくものとする。

6 検査結果の報告

- (1) 検査員は、検査を終了したときは、農林水産省協同組合等検査基本要綱別記様式2-1により、速やかに検査報告書を作成して、農林水産大臣に提出するものとする。
- (2) 検査員は、検査報告書を提出するに当たっては、審査官の審査を受けなければならない。

7 検査書の交付

検査書の交付は、大臣官房検査・監察部長（以下「検査・監察部長」という。）が行う。

8 交付の方法

- (1) 検査書の内容において中央卸売市場の運営上重大な事項があると認められる場合又は検査指摘に対する改善意欲が乏しい等問題のある開設者に対しては、市場長等の出頭を求め、行政担当課長及びその検査を行った検査責任者の立会いの上で、検査・監察部長から検査書を手交するものとする。
- (2) 検査・監察部長は、開設者に検査書を交付したときは、中央卸売市場に対する個別の指導監督の実を挙げるため、速やかにその写しを農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）及び当該開設者の所在地を管轄する地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長に送付するものとする。

9 指導監督部局以外の行政部局への通知

検査で明らかとなった事項のうち、指導監督部局以外の行政部局に通知することがより効率的に是正若しくは改善が図られると判断されるものが

ある場合は、当該事項を当該行政部局にも通知するものとする。

10 事後確認検査の実施

検査を実施した開設者のうち検査指摘に重要なものがある場合又は改善意欲が乏しい場合は、検査指摘事項の是正又は改善を徹底させるため、事後確認検査を実施するものとする。

別記 検査初日に開設者から既存資料の提出を求めるもの

- 1 条例、規則、各種要綱、要領等
- 2 せり人、仲卸業者、売買参加者及び販売担当者（届け出等を行っている場合）等の名簿

- (注) 1 「せり人名簿」については、登録等年月日及び卸売業者で使用している各せり人の略号等を付記したもの。
- 2 「仲卸業者名簿」については、商号、許可等番号、許可等年月日、現住所等を付記したもの。
- 3 「売買参加者名簿」については、商号、承認等番号、承認等年月日、店舗等の所在地を付記したもの。
- 3 市場見取図
 - 4 その他必要な資料